

環境教育サポート団体の登録に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 県民全体の環境教育等を推進していくため、福島県内において、環境保全・回復に関する出前講座や自然体験活動等を行う事業者及び事業者、個人の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）を「環境教育サポート団体」として登録することにより、より質の高い環境学習の機会を地域や学校等に提供し、環境教育の促進を図る。

(役割)

第2条 環境教育サポート団体は、環境保全・回復に関する出前講座、自然体験活動等を行い、地域や学校等の環境教育を支援する。

2 県は、環境教育サポート団体が行う環境教育の情報をホームページ等により広く周知するとともに、環境教育サポート団体が環境教育を行うに当たって必要な資料の提供等の支援を行う。

(環境教育サポート団体の登録)

第3条 環境教育サポート団体の登録（以下「登録」という。）を受けようとする民間団体等は、様式第1号により、その旨を県に申請するものとする。

2 県は、前項の規定により申請があり、当該民間団体等の行う出前講座、自然体験活動等が環境教育の促進に資すると認めるときは、当該民間団体等を環境教育サポート団体として登録するものとする。

(登録の通知)

第4条 県は、民間団体等を環境教育サポート団体として登録したときは、様式第2号により、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更等の届出)

第5条 登録を受けた民間団体等（以下「登録民間団体等」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、様式第3号により、速やかにその旨を県に届け出るものとする。

2 登録民間団体等は、環境保全・回復に関する出前講座、自然体験活動等を行わなくなったときは、様式第4号により、速やかにその旨を県に届け出るものとする。

3 県は、第1項の規定に基づき登録内容を変更したときは、様式第5号により、その旨を届け出た者に通知するものとする。

(状況報告)

第6条 登録民間団体等は、環境教育の実績等について県が報告を求めたときには、これに協力するものとする。

(登録の取消し)

第7条 県は、登録民間団体等の登録内容に虚偽があったとき、登録民間団体等が法令の遵守に問題があると認めたとき等には、当該登録民間団体等の登録を取り消すことができる。

2 県は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、様式第6号により、その旨を登録の取消しを受けた者に通知するものとする。

(庶務)

第8条 この要綱に関する事務は、生活環境部生活環境総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月11日から施行する。